

平成26年瑞穂町教育委員会第1回定例会 会議録

平成26年1月23日瑞穂町教育委員会第1回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 清水 浩昭 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 神谷 出 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 協議事項1 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成26年度主要施策（案）について

開会 午前10時00分

森田委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年瑞穂町教育委員会第1回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年瑞穂町教育委員会第1回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番，清水委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2，委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようです、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3，協議事項1，瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成26年度主要施策（案）について、を議題とします。教育長より提案理由の説明を願います。

岩本教育長 協議事項1，瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成26年度主要施策（案）について、ご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会の平成26年度主要施策を策定する必要があるため、協議をお願いするものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長 説明いたします。協議事項1を5枚おめくりいただき、資料編をご覧ください。

瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針について、平成25年度から形式を一部見直していますが、全般的に更に今年度は、視覚に訴える構成に見直し、内容が分かりやすい記載としました。

主要施策の事業精査は、今まで同様に毎年行ってまいります。また、前年の12月にお示した内容から、修正・追加・削除等を行った箇所は赤字で表記してあります。なお、青字については修正の内容を説明したものとなっています。それでは、その主なところを説明します。

まず、1ページ及び2ページですが、教育目標、基本方針をそれぞれの目標、あるいは、方針が個別でなく関連・連携し成り立つことを示しています。

次に3ページの教育目標・基本方針の位置づけと構成ですが、町の基本計画に基づく将来都市像を達成するため、目指すべき教育を提示し、かつ、その基に4つの基本方針を示し、教育を押し進めていくとの構成を示すことにより、関連性を分かりやすいものとししました。

次に4ページ以降、平成26年度瑞穂町教育委員会の基本方針と主要施策の案となります。基本方針の内容は全て昨年と同様となっています。方針に基づき行う主要施策について、大所、高所に立ち施策の見直しを行いました。そのため、昨年度のような文書形式とはなっていません。また、その事業を行う主な担当課を記載し、どこが行っていくかを分かりやすい形に変更しました。

それでは、基本方針の主要施策案の見直しについて、順次説明いたします。

まず、基本方針Ⅰの主要施策案では、児童・生徒の登校支援の視点から5、6の施策をまとめ、5登校支援対策の推進としました。

次に基本方針Ⅱの主要施策案では、2から6について見直しを行い2として学力向上に向けた学校教育の充実としました。また、7から9及び15について3特別支援教育の充実と位置づけを行いました。更に11、12を鑑賞教室・音楽会の推進としてまとめました。13の中学校柔道実技研修会の実施については、教育課程上の

1項目に関する研修であることから削除を行いました。14については、伝統文化という文言で整理し6としました。

基本方針Ⅲの主要施策案では10から12をまとめ2安全教育の推進とし、事業の推進を教育課と指導課で行います。6の学校施設の防災機能の強化については、今後の国等の動向が不確定なため平成26年度では、削除をし、前号の適切な維持管理の推進に含め施策を行っていきます。13から16については、学校の運営の面から9保護者・地域に開かれた学校教育の推進としまとめ施策としました。

基本方針Ⅳ生涯学習の推進と施設・環境の整備は、社会教育課と図書館が所管する事業で、1から18の主要施策案をかかげています。施策については、12月にお示しした内容と変更はありません。

以上、説明いたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより協議を開始いたします。ご意見や質問等ございませんでしょうか。

清水委員

それでは、私のほうで討議資料というものを作りまして、お手元に配付させていただいておりますので、それに即して話してまいりたいと思います。全部で4つございます。1番始めが、今回の目標と主要施策の特徴ということで、今、ご説明がありましたけれども、図解化という方法を用いております、それがどういう意義があるのか。それから市部だけですけれども、全部ダウンロードしまして、ここに文書作成の手法ということで、瑞穂がどんな位置にあるのか、ということをお示ししまして、最後に少し私のほうから提案という形で構成されています。

なぜ、こういうものを作ったのかと申し上げますと、昨年の議事録を拝見しますと、教育部長のほうから教育目標の見直しを進めている状況で、見た目にもわかりやすい形式で表現していく、というようなことを研究している、ということがございました。また、滝澤先生からも教育目標というのはいろいろ重なっているから、それぞれの目標を円で表現するというようなことが、よいのではないかというようなことがございましたけれども、

それをきちっと受け止めて今回の計画案が進められているというふうになっていますので、そういう意味で補足をするというか、町の位置がどこかということをお示ししたほうがよろしいかと思ひまして、こういうものを作りました。1番目からいきますと、来年度の計画案ということで、今、部長から説明がありましたけれども、簡潔かつ理解しやすいようになっている。これは、図解化という手法を用いたというところに意義があるだろうと。

2番目に移りますけれども、図解化による文書作成の意義というのはどこにあるのか。そこにありますように、「問題を解決する過程で有効な表現方法の1つに図解化がある。図解により問題の全体像や全体の中の位置関係が分かる。また、自分が考えた内容を短時間で他人に理解してもらうこともできる。口頭で説明したり文章化したりするのが難しいものでも図解化するならば一目で理解できるものが多い。」これは放送大学のテキストですけれども、そこから取ってきました。このような図解化というものの意義といえますか、価値付けというもののの中で、東京都の市部の中で、どのような文書作成が行われているのか、瑞穂の文書というのはどのような位置にあるのか、ということでまとめたのが3番目であります。文書の作成方法の中でも、文章のみというのが八王子以下西東京まで。それから文章と図解化を併用しているのが、そこになっているわけです。そこに括弧の後ろにですね、構成とか連関というのはどういうことかということで、これに参考図というものに示しましたので、こういうような形だというふうに示してあります。そういう意味です、文章と図解化の併用してやっているという、非常に私から言わせると評価の高い文書ですね、瑞穂が作ったということになるんだと思います。そういう意味で三多摩の中、市よりも充分匹敵するような内容がこめられている。そういう位置づけになるかと思ひます。そのうえでですね、少し提案というところで、2枚目に移っていただいて、今、申し上げたように、瑞穂の計画は非常に優れたものであるということを前提にして、私は次のようなことを提案したいということで、1つは、非常に形式的なものであるわけですけれども、3ページ目の瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成というものが、今、後ろのほうにありますけれども、これを1枚目のところにもっていったらどうかという

ことなんですけれども、提案理由を申し上げますと、今、申し上げたように、三多摩の都市地域の中で見ていきますと、長期総合計画、親計画から教育目標、基本方針、主要施策を位置づけたものは、私が見た限り、ここに全部ダウンロードしてありますけれども、瑞穂が唯一だということが言えると思うんです。ただし、振興計画の中では親計画を基にして教育目標を設定しているというのが、狛江、多摩、あきる野市というところがございます。あきる野市の文書を見ますと親計画を掲げ、その親計画に基づいて、教育目標等をあげている、という順序になっておりまして、先例主義、前例主義ということがよく言われますけれども、私はこういうものが今、これを乗り越えるものがないということであれば、やはりこういったものに従ったらいかがか、というのが私の第1の提案であります。それから2番目はですね、瑞穂町の基本方針の内容がですね、4ページと重複するんですね。これをどちらかに統一したらいかがかという、2ページ目のところにですね、4つの基本方針の中身がありまして、4ページ目からの基本方針の中にまた同じ中身が入っておりますので、例えば2ページ目のはこのまま残して、4ページ目のところは基本方針だけあげて、文言は削除するということですね。そういうことも考えてみた方がすっきりするかなということですので。以上でございます。

森田委員長
教育部長

今、清水委員のほうからご意見あるいは提案がございましたけれども、その点について何か答弁ございますか。

今、清水委員から提案いただいた2点の内容、特に1点目につきましては、確かに委員の言われるように、全体的なものがですね、最初に来たほうが見やすいのかなと、構成上も分かりやすいということであれば、確かにそのとおりで、ですからそういう意味ではこの会議の中でですね、皆さんから同意いただければそういった形に最終的に直していきたいということでございます。

また、2点目についても、確かに見た目上すっきり、そのほうがするかと思いますので、今、ご提案いただいたような形でよろしければ、内容が変わるわけではございませんので、そういうような形で形式だけ整えさせていただければ、というふうには考えます。以上です。

森田委員長　　今、部長のほうから答弁がありました。清水委員のまず1点目の提案といいますか、これにつきましては、いろいろな手法があると思いますけれども、まず、位置づけをはっきりしてこういうふうにやられたらどうかという話だと思いますけれども、そういった点では、戸田委員、滝澤委員どうでしょうか。

滝澤委員　　今、自分でもめくっていて、3ページ目にいったら、なんでこれが途中にあるのかなという気がしてたんですよ。そうしたら清水先生に言われて確かにそうだよ、これが一番前に来たほうがすっきり、すーっと入り込んでくるなという感じがしました。2点目についても同感です。すっきり書いたほうが、説得力がある。

森田委員長　　中身の問題ではなく、形式というかようするに住民が見て分かりやすい、あるいは多くの方が見てわかりやすいということで提案があったと思いますけれども、戸田委員どうでしょうか。

戸田委員　　同様に大丈夫です。

森田委員長　　皆さんの意見が、分かりやすくという点では、清水委員から提案があったことのようなほうが、分かりやすいのではないかという提案ですけれども、もし、その点のところをご検討いただけるなら、事務局のほうでまとめるときに1つよろしくお願ひしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

森田委員長　　他に何かありますでしょうか。中身について何かありますでしょうか。

戸田委員　　事前にお電話でお伝えしていたんですけれども、基本方針2のところの確かな学力の育成と個性や創造力の伸長のところで、やはり学力を上げるには学校だけではなくて、家庭教育の充実、家庭教育をしっかり浸透させるための施策として、項目にあげていただきたいということをお伝えしていたんですけれども、それが学力向上に向けた学校教育の充実の中に全て網羅されてしまったということと理解したらいいのか、ということについてと、先ほど分かりやすいようにということでしたけれども、例えば4ページの2から6までは、統合されて学力向上に向けた学校教育の充実というふうに記載していて、とてもすっきりとまとめられていると思うんですけれども、

たとえば、親の方がぱっとホームページを見られたときに、充実というのは何してくれるの、というふうに感じたときに、項目だけではなく補足みたいなものを、「・なにになに」とかで、こういうものを実施します、みたいなので、すごくお金を掛けて実施している学習サポーターの配置とかは明記してもらっておいたほうが、保護者とか専門家ではない人が見たときに具体的にそういうものに取り組んで、一生懸命やってもらっているんだというほうが、理解がつながるのではないかなと思いました。すっきり見やすいのもありますが、誰が見てもわかりやすいということも検討していただければなと思っています。以上です。

指導課長 1点目の家庭との連携の面なんですけれども、事前にご連絡いただきまして、こちらで検討したんですが、家庭との連携としまして、家庭との連携という項目だけでは、具体的にどういったことができるかという非常に難しいところがありまして、それも含めまして学力の向上の中に含めさせてもらっております。

戸田委員 家庭教育、家庭との連携プラス家庭で子どもが宿題なりを自分で目的を持って自ら何かを調べてみよう、とかする、何かそういう学校外でも子どもが何かに向かって一生懸命にやるというような家庭学習における推進とか指導という項目があればいいなと。たとえば、インターネットを活用したものを導入されていますけれども、家庭での利用度が年々上がっています。パソコンがなくて利用できない家庭もあるかもしれませんが、割と高いお金をかけて導入してもらっているので、学校だけではなくてやはり家庭でもどんどん利用してもらえるように、1回だけ保護者会で説明というのだけではなく、随時、促していくということが、そういう家庭で学習力を上げるような施策が、推進できるものが、学校ではもちろんされているとは思いますが、何かそこにしっかりと項目を上げておいた方がいいのかなと感じたので、検討していただくということで大丈夫です。

統括指導主事 先ほどの課長の発言に補足をさせていただきます。昨年度、家庭への啓発資料の『元気にはつらつ瑞穂の子』を再編成いたしまして、今年度その活用をですね、各学校にお願いをしているところでございます。そこには家庭学習の在り方であるとか、家庭でどの位勉強したらいいのか、家庭でどういう関わりをしたらいいのか、とい

うことがある程度概要として示されているところでもありますので、来年度は活用をいっそうしていただけるような、そういう施策を盛り込むようなつもりでもございます。以上でございます。

教育課長

今のお話の中でももう少し細かいところもということがありましたので、その点につきまして少しご説明させていただきます。今回主要施策の方を少しまとめさせていただいたのは、この後ですが、今まではあまり、翌年になって評価という教育委員会の事務事業の評価という形の中で、細かい事業をだしていたんですけれども、今回、こちらをまとめさせていただく形の中で、26年度に入って、今、いつ頃出せるかは分からないんですけれども、これに基づいた事業の展開とその目標を各課で設定して、それをまとめたものをですね、作りたいと考えています。それに沿ってこの主要施策や基本方針の実現に向けていこうという形でありまして、その事業を翌年評価をするということになります。今まで教育目標、基本方針というところからこの評価までが途切れている感じでありまして、それらを一続きに表現するという形でやっていこうということになりまして、今回そのへんをですね、主要施策を大きな形でまとめさせていただきました。これに基づきまして、私たちは事業を、学校の方に示した後で教育課程に反映させる形で新たな事業の形を作っていくということになります。

滝澤委員

すっきりして非常に分かりやすくいいんですけれども、すっきりするときのふるいの種類なんです、基本方針が1から4まで項目がありまして、基本方針1が7項目、基本方針2が7項目、基本方針3が10項目、基本方針4が項目18ということで、同じ目の細かさのふるいでふるって同じような割合になればいいんですけども、4番目が多く、倍ぐらいの量があるというような、いろいろ重さがあるからそれでいいという考えもあるし、バランスのこともあるし、ですからそのようなこともちょっと気にかけていただければと思います。

森田委員長

実際には目標と基本方針という大きな項目ですから、まとめ方はどこでまとめていくのか。今、滝澤委員が言われたこともあろうかと思いますがけれども、この後に個々具体的な実施計画的なものが出てくるとは思いますけれども、そういったものをですね、先ほど戸田委員が言った部分にあたろうかと思いますが、要するに一般

の人が見て、こういう事業があるんだ、こういう事をするんだというようなことが分かる形、ホームページでここから取り出せるような形を作っていたら分かりやすいのかなという気がします。

教育部長　　今、委員の方々からいろいろご提案が出てその方向で見直しをするということにつきましては、事務局で構成をしておいたものを、基本的なところをご了解いただいたと思いますので、次回の教育委員会の事務連絡の中でですね、示してそれを見ていただいて、それで出したいと思いますがよろしいでしょうか。

森田委員長　　はい。ただ、学校だけではなく、広く一般の方が見て分かりやすいものということが要望になりますので、基本的なことはこれでよろしいと思いますし、後は手法の問題ということになるかと思います。ほかに何かありますでしょうか。

森田委員長　　それではほかに質疑もないようですので協議を終結いたします。協議事項1を原案どおり承認するということをご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との発言）

森田委員長　　異議なしと認め、協議事項1につきましては原案どおり承認いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成26年瑞穂町教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会　午前10時26分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員